

## 食品等の提供・譲渡に関する合意書

フードバンク仙台（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_  
（以下「乙」という。）は、甲が乙から提供される食品及び生活用品（以下「提供食品等」という。）を受領、管理及び譲渡するにあたり、以下のとおり合意する。

### 1 食品の提供

乙は、提供する食品等の種類や量、配送方法や納期を甲と協議し合意の上、甲に対しこれを提供するものとする。

### 2 提供食品等の品質確保

乙は、食品衛生法その他関係する法令に適合（消費期限又は賞味期限内であることを含む。）する食品等を甲に提供するものとする。

### 3 食料支援活動団体における提供食品等の品質管理

甲は、提供食品等の品質が保持されるよう適切に取扱うとともに、受取先に対しても適切に取り扱うよう指導するものとする。

### 4 甲における転売等の禁止

甲は、乙の合意の下に行う福祉的活動に準ずる利用を除き、提供食品等を転売せず、金銭その他の有価物と交換をしないものとする。

### 5 責任の所在

（1）提供段階及び消費期限又は賞味期限までの提供食品等の品質については、原則、乙において品質を保証する。ただし、甲及び乙の両者が協議の上、別途書面（電子メールその他インターネットを利用したコミュニケーションによる場合（ただし音声通信を除く。）を含む。）にて合意した場合にはその限りでない。提供後の保存方法や消費期限又は賞味期限の遵守については、甲の責任において管理すること。

（2）食品衛生上の問題については、提供前の原因によるものは乙の責任、提供後の原因によるものは甲又は提供食品等の受取先の責任とする。

### 6 提供食品等に係る事故発生時における対応

甲と乙は、提供食品等に係る事故が発生した場合、甲、乙又は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や事後の対応、再発防止策等について、別途誠実に協議するものとする。

### 7 提供食品等の受取先の範囲

甲は、路上生活者、ワーキングプア、子ども食堂、ひとり親家庭、児童、DV 被害者、被災者、その他生活の困窮等により食料品等の支援を必要とする人々の支援を目的として、生活支援を必要とする個人の支援をおこなう団体に対して、又は直接生活支援

を必要とする個人に対して食品を譲渡するものとする。

#### 8 合意書の有効期間

本合意書の有効期間は、下記日付から満1年間とする。期間満了の1ヶ月前までに、当事者のいずれからも書面による契約終了の意思表示がない場合には、同一の内容で期間を1年間更新するものとし、以降も同様とする。

本合意の証として、本合意書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

西暦            年        月        日

(甲)

住 所 宮城県仙台市青葉区八幡3丁目5-3

名 称 フードバンク仙台

電話番号 070-8366-3362

メール foodbanksendai@gmail.com

代表者名 小椋 亘

⑩

(乙)

住 所

名 称

電話番号

E-mail

代表者名

⑩